

釜石労働基準監督署発表
令和7年11月7日（金）

【照会先】釜石労働基準監督署
署長 原田 稔
○監督・安衛課長 斉藤 悠
（電話）0193-23-0651

報道関係者各位

最低賃金法違反の疑いで書類送検

～ 1 か月分の賃金不払いの疑い～

釜石労働基準監督署（署長 原田 稔）は、本日、株式会社藤敬及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで盛岡地方検察庁遠野支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者3名に対し、令和6年10月分の定期賃金（合計約32万円）を所定支払日までに支払わなかった疑い。

1 被疑者

（1）株式会社藤敬

所在地：岩手県釜石市鵜住居町

事業内容：運送業

（2）被疑者A（代表取締役）

2 違反条文

被疑者株式会社藤敬、被疑者Aとともに、

最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは被疑者株式会社藤敬の労働者3名に対する令和6年10月分（令和6年10月1日から同年10月11日まで）の定期賃金合計約32万円を、所定支払日に、岩手県最低賃金（時間額893円（当時））以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

【参照条文】

○ **最低賃金法**（昭和 34 年 4 月 15 日法律第 137 号）

第 4 条（最低賃金の効力）

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
（第 2 項～第 4 項省略）

第 40 条（罰条）

第 4 条第 1 項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50 万円以下の罰金に処する。

第 42 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

< 参考 >

○ **労働基準法**

（賃金の支払）

第 24 条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第 89 条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

（罰則）

第 120 条 次の各号の一にいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 15 条第 1 項若しくは第 3 項、第 18 条第 7 項、第 22 条第 1 項から第 3 項まで、第 23 条から第 27 条まで、第 32 条の 2 第 2 項（第 32 条の 3 第 4 項、第 32 条の 4 第 4 項及び第 32 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 32 条の 5 第 2 項、第 33 条第 1 項ただし書、第 38 条の 2 第 3 項（第 38 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 39 条第 7 項、第 57 条から第 59 条まで、第 64 条、第 68 条、第 89 条、第 90 条第 1 項、第 91 条、第 95 条第 1 項若しくは第 2 項、第 96 条の 2 第 1 項、第 105 条（第 100 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 106 条から第 109 条までの規定に違反した者
（第 2 号～第 5 号 略）